

図書館法改正と生涯学習振興政策

薬袋 秀樹
(筑波大学)

はじめに

平成18年12月に教育基本法が改正され、20年6月には、社会教育法等の一部を改正する法律（平成20年6月11日法律第59号）によって、図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）、社会教育法、博物館法が改正され、7月には教育振興基本計画が策定された。本稿では、図書館法改正をこの一連の教育行政の動きの中でとらえ、今回の図書館法改正が生涯学習振興政策に対してどのような意味を持つかについて考えたい。

1. 図書館法改正の背景

（1）文部科学省による図書館行政の発展

これまでの約20年間の図書館行政の歴史を振り返っておきたい。昭和63年、社会教育審議会社会教育施設分科会から「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について—中間報告—」が発表されて以来、文部科学省の審議会や協力者会議から図書館関係の報告・基準多数が発表され、平成13年に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」も大臣告示された。約20年の間に、図書館に関して、主なものだけでも下記

の7点の報告・基準等が発表されている(なお、③は社会教育に関する報告である)。これ以外に、この背景となる社会教育に関する答申や報告がある。これらによって、図書館のめざすべき方向は明確になり、財政事情の悪化の中でも図書館に注目が集まってきた。

- ①「新しい時代(生涯学習・高度情報化の時代)に向けての公共図書館の在り方について－中間報告－」(社会教育審議会社会教育施設分科会)(昭和63年2月)⁽¹⁾
- ②「公立図書館の設置及び運営に関する基準について(報告)」(生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会)(平成4年5月)⁽²⁾
- ③「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について(報告)」(生涯学習審議会社会教育分科審議会)(平成8年4月)⁽³⁾
- ④「図書館の情報化の必要性和その推進方策について－地域の情報化推進拠点として－(報告)」(生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会)(平成10年10月)⁽⁴⁾
- ⑤「2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～(報告)」(地域電子図書館構想検討協力者会議)(平成12年12月)⁽⁵⁾
- ⑥「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(文部科学省告示第132号)(平成13年7月)⁽⁶⁾
- ⑦「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)」(これからの図書館の在り方検討協力者会議)(平成18年3月)⁽⁷⁾

このうち、⑦の内容を紹介しておきたい。この報告は、これからの図書館の在り方をサービスと経営の両面にわたって具体的に提言している。構成は、「第1章 よびかけ」「第2章 提案 これからの図書館の在り方」の2章からなり、第2章は「1. 公立図書館をめぐる状況」で図書館の現状を明らかにし、それをもとに「2. これからの図書館サービスに求められる新たな視点」で9項目、「3. これからの図書館経営に必要な視点」でそれを実現するための9項目を挙げ、最後に「4. 国、都道府県の役割」について論じている。

最大の特徴は、これまでの読書支援中心の図書館サービスに加えて、地域の課題解決・調査研究の支援を図書館の重要な役割として位置付けたことである。そのために、レファレンスサービスの充実と利用促進、IT技術の活

用によるハイブリッド図書館の整備、関連機関との連携・協力を提案している。課題解決の観点から、レファレンスサービスを重視し、利用者にわかりやすい場所にレファレンス専用デスクを設置することを提案している点が重要である。

図書館経営については、上記のサービスを行うために、図書館の経営方針や資源配分（優先順位と比率）の見直しとともに、専門職員の適正配置、機械化による省力化、他機関との連携、一部業務の委託等による運営コストの削減と司書の業務の生産性の向上を提案している。職員については、専門的知識の充実だけでなく、図書館改革のための意識改革と効果的な研修の充実を提案している。そのほか、これまで図書館の役割が社会に十分理解されてこなかったことを指摘し、図書館活動の意義の理解促進を提案している。

筆者は、この報告は上記の点において優れており、戦後の図書館に関する報告・基準の集大成であると考えている。

（２）文部科学省による教育行政

① 教育基本法の改正

教育基本法では、生涯学習と社会教育についても改正が行われた。生涯学習に関しては、第３条で、新たに、生涯学習の理念を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定めている。社会教育については、第12条で、社会教育が国及び地方公共団体によって奨励・振興されるべきことを引き続き規定している。ただし、第１項では、「家庭教育及び勤労の場所その他」が削除され、「個人の要望や社会の要請にこたえ」が付け加えられている。第２項では、国及び地方公共団体の役割として、従来の「施設の設置、学校の施設の利用」に「学習の機会及び情報の提供」が加わり、明確化されている。

関連する条文として、第10条で、新たに、家庭教育について、父母等の保護者の責任と国や地方公共団体の任務を規定している。また、第17条を新設し、政府は教育の振興に関する施策についての基本的な計画を定めなければならないこと、地方公共団体はそれを定めるよう努めなければならないこと

を規定している。

② 中央教育審議会答申

教育基本法の改正を受けて、中央教育審議会(中教審)では、生涯学習振興政策の在り方について検討が行われ、平成20年2月「新しい時代を切り拓く生涯学習の推進方策について～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)」⁽⁸⁾が発表された。今後の生涯学習の在り方を示すとともに、法改正の必要な事項を指摘している。

図書館については、「第1部 今後の生涯学習の振興方策について」の「4(2)社会教育全体の教育力の向上」で、「地域の教育力向上のための社会教育施設の活用」と題して、「図書館においては、レファレンスサービスの充実と利用の促進を図ることはもとより、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる」と述べている。

また、「第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方」の「2(2)社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方」では、「図書館は、社会教育施設の中でも利用度が高く、いわば地域の『知の拠点』であり、その質量両面における充実が図られるべきであり、特に図書館未設置の市町村にあっては、住民のニーズを踏まえ、今後速やかに図書館の整備に向けた取組に着手することを期待したい」と述べている。図書館未設置の市町村における図書館の整備に言及している点が重要である。また、「2(3)生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方」では、司書に対して新しいサービスが求められていること、そのために資格取得要件(履修科目等)の見直しや資質向上のための研修の充実が必要であることを指摘している。

③ 教育振興基本計画の策定

平成20年7月、教育基本法第17条に基づき、「教育振興基本計画」が策定された⁽⁹⁾。図書館については、「第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の「(3)④ いつでもどこでも学べる環境をつくる」で、「特に、個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館等の地域の社会教育施設の活用や、社会教育の推進を担う人材の資質向上や相互の連携協力を促す」と述べている。さらに、

施策については、「図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進」を挙げ、「図書館が住民にとって身近な『地域の知の拠点』として、だれもが利用しやすい施設としての機能を果たすよう促す」「あわせて、司書の資質の向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る」等と述べている。

2. 図書館法改正の概要

(1) 図書館法の改正点

図書館法の改正された条文を挙げ、改正部分に下線を付す。

第一章 総則

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

二 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

注）ただし、この規定は平成二十二年四月一日から施行される。

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第二章 公立図書館

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教

育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十八条及び第十九条 削除

(2) 図書館法改正の趣旨

今回の図書館法の改正の趣旨は、「社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」⁽¹⁰⁾で、下記の大項目4，小項目9に分けて説明されている。ここでは、その通知をもとに、その趣旨について説明する。

(ア) 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備（第3条及び第15条関係）

- ① 図書館が行う事項として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項を加えること（第3条第8号）

これについては、中教審答申の第1部4(1)②で、「生涯学習の振興においては、学習機会の充実を図ることのみならず、各個人がその学習の成果を生かすことができる社会の実現が求められている」「社会全体の教育力向上の観点からも、各個人が学習した成果を地域社会における様々な教育活動に生かすことが期待されている」と述べている。これは、従来も受け入れてきたボランティア活動等を「学習成果の活用」として位置付け、申し込みや受け入れをしやすいように配慮したものと考えられる。

「教育活動その他の活動」の例として、通知では、「図書館における子どもへの読み聞かせ活動」を挙げている。図書館は、このような活動機会の提供に対する地域住民の要望等について、受け入れるか否かを適切に判断する必要がある。

今回、社会教育法、博物館法でも同様の規定が設けられている。

- ② 図書館の事項の実施における配慮事項として家庭教育の向上に資することを加える（第3条）とともに、図書館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加える（第15条）こと

教育基本法第10条第2項では「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定しており、これに基づくものである。「家庭教育の向上に資する活動を行う者」

は、通知では、「子育てに関する保護者からの相談に対応している者や子育てに関する情報提供等に携わっている者」とされている。

社会教育委員については、既に平成13年の社会教育法改正で、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」が加えられている。今回、博物館法でも同様の改正が行われている。

(イ) 図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供等
(第7条の2～第7条の4関係)

① 文部科学大臣は、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表することとすること(第7条の2)

これまでは、第18条で「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定め」ることが規定され、これに基づいて、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が大臣告示されていた。今回、第18条が削除され、第7条の2で、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を定めることが規定された。「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」は公立図書館と私立図書館の双方を対象とする基準である。そのため、第1章総則の第7条に置かれ、名称も「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」ではなく、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」となっている。

社会教育法第23条の2第1項では「公民館の設置及び運営上必要な基準」、博物館法第8条では「博物館の設置及び運営上望ましい基準」について規定されており、いずれも、公立、私立両方を対象としているため、図書館法改正に際して、それらの規定と整合性があるように改正されたものと考えられる。今後、新たに「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を定めることになる。

② 図書館はその運営状況の評価及び改善(第7条の3)並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供(第7条の4)に努めるべきこととすること

これは、平成13年に大臣告示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の「1 総則」の下記の規定をさらに発展させ、法律で規定したものといえる。

（３）図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公共図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

「運営の改善を図るために必要な措置を講ずる」「図書館の運営状況に関する情報を積極的に提供する」ことは、「望ましい基準」にもない積極的な内容の規定である。

なお、通知では、「評価の具体的な内容については、第一義的には、評価の実施主体である各館が定めるものであるが、その際、利用者である地域住民等の意向が適切に反映され、評価の透明性・客観性が確保されるよう、例えば公民館運営審議会や図書館協議会、博物館協議会等を活用するなど、外部の視点を入れた評価を導入することが望ましい」とされている。また、衆議院と参議院の「社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、国に対して、それぞれ評価のガイドラインの作成、評価指標の作成支援等の適切な措置を求めている。

上記の②の２点については、今回、社会教育法で公民館について、博物館法で博物館について、同様の規定が設けられた。

（ウ）司書等の資格取得要件の見直し及び資質の向上等（第５条及び第７条関係）

- ① 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定めることとすること（第５条第１項第１号）

これは、大学の司書課程等における司書の養成のための科目を新たに定めようとするものである。図書館法第５条第１項第１号、第２号は、改正前は次のように規定されていた。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの
- 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

司書講習の科目等については、第6条第2項で、「(略)履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める」と規定され、「履修すべき科目」(以下、「修得科目」という)は図書館法施行規則第2条で定められている。図書館法第5条第1項第2号には、社会教育法第9条の4第3号の社会教育主事の養成に関する規定や博物館法第5条第1項第1号の学芸員の養成に関する規定に見られる「文部科学省令で定める」という文言がなく、「図書館に関する科目」を文部科学省が定めることが規定されていなかった。このため、「図書館に関する科目」は定められてこなかった。この結果、大学における司書養成のための科目として司書講習の修得科目が用いられ、大学における開講科目を、修得科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めることが必要であった。

司書講習はもともと現職者を対象に設けられたものであるため、修得科目とその単位数は、二度改定されてより充実したものとなっではいるが、大学の教育課程にふさわしいものではないという批判があり、大学教員の中には、修得科目の大学の司書養成課程への適用を批判し、「図書館に関する科目」の制定を求める意見があった。

今回の改正によって、社会教育法や博物館法と同様、大学において履修すべき「図書館に関する科目」を文部科学省が定めることが明確になった。これによって、「図書館に関する科目」を文部科学省令で制定する環境が整い、「図書館に関する科目」案を作成することが必要になってきた。

「図書館に関する科目」については、これからの図書館の在り方検討協力者会議で平成18年から検討されている。大学教育にふさわしい「図書館に関する科目」が制定され、大学における図書館職員の養成が質的に向上することが期待される。

- ② 司書となる資格を得るために必要な3年以上の実務経験の対象として、社会教育主事、学芸員等、学校や社会教育施設における一定の職を加えること(第5条第1項第3号ハ)

司書補は3年以上の経験を積み、司書講習を受講することによって司書となる資格を得ることができる。これには、国立国会図書館、大学等の附属図書館の職員で司書補に相当するものが含まれているが、今回、これを、社会教育主事、学芸員のほか、司書補と同等以上の職として文部科学大臣が指定する職の経験者に拡大したものである。社会教育の専門職員、学校の図書館職員の一部について図書館司書となる道を開いたものといえる。今回、社会教育法では社会教育主事、博物館法では学芸員について同様の改正が行われている。

③ 司書補の学歴要件を、大学に入学することのできる者とする(第5条第2項第2号)

高等学校卒業程度認定試験の合格者が増加しているため、司書補の学歴要件に同試験の合格者を含めることができるように、「大学に入学することができる者」に改正されたものである。

④ 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとすること(第7条)

これまで、図書館職員と博物館職員の研修については法律で規定されていなかった。社会教育法では、第9条の6で「社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う」、第28条の2では「第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する」ことが定められており、社会教育主事と公民館の職員について規定されている。図書館法と博物館法にはこのような規定がなかったため、国や都道府県による研修の根拠法規がなく、研修に際して支障が生じていた。このため、今回定めたもので、博物館法においても同様の規定が設けられた。

(エ) その他(第3条関係)

① 図書館が収集し一般の公衆の利用に供する「図書館資料」について、「電磁的記録」を含むことを明示すること(第3条第1号)

「電磁的記録」とは「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録」と定義されている。具体的には、「音楽、絵画、映像等をCDやDVD等の媒体で記録した資料や、図書館であれば市場動向や統計情報等のデータ等」が想定されている。いわゆるパッケージ型の電子資料を指し、ネットワークを通じて利用するオンラインデー

データベースやオンラインジャーナル等は含まれない。通知では、「従来もこれらの資料の収集・提供が排除されていたわけではないが、今後こうした資料の収集・提供又は展示が重要さを増すと考えられることから今回明示的に規定したものである」と説明されている。図書館で、これらの電磁的記録を収集しやすいように規定したものといえる。

この電磁的記録は、外部の情報源にアクセスして利用するものではないため、図書館資料に含まれ、図書館法第17条の無料原則が適用される。利用に際して発売者から追加料金が課せられるものではないため、無料原則を適用しても、問題は起こらない。

今回、博物館法でも博物館資料には電磁的記録を含むことが規定されている。

5. 考察

(1) 文部科学省による図書館行政の評価

昭和63年の社会教育審議会社会教育施設分科会の中間報告から約20年が経過した。この間、補助金の廃止等によって、図書館行政における国の権限は縮小され、審議会や協力者会議の報告によって図書館の在り方を示すこと、それをもとに研修を行うことが中心となってきた。しかし、文部科学省の図書館行政は着実に前進し、特に最近の図書館行政の進展は評価することができる。

文部科学省の図書館行政の特徴は、制度改革の前提として、新しい図書館像を提案していることである。社会の変化に対応して、まず新しい図書館像を提案し、それをもとに、さまざまな改革を提言している。図書館関係者が、とかく新しい図書館像抜きに制度改革を提案しがちであるのとは、対照的である。

(2) 今回の図書館法等の改正の評価

今回の改正は従来と比べれば大幅な改正で、多くの条文が改正された。改正された事項は、その意義の観点から、大きく4つに分けることができる。

第一は、図書館運営の評価とそれにもとづく改善措置並びに地域住民等への情報提供に関する規定で、地方公共団体に対して、図書館運営における計画・実践・評価・改善のサイクルの着実な実施と情報提供を求めるものである。第二は、家庭教育に対する配慮、電磁的資料の収集に関する規定で、社会と住民の変化に対応して図書館運営を円滑に実施するために、運営の内容を改正するものである。第三は、大学における司書の養成科目の制定、国・都道府県教育委員会による研修の実施に関する規定で、司書の資質の一層の向上をめざすものである。特に、大学における図書館に関する科目の制定は図書館界の長年の念願である。第四は、学習成果を活用して行う教育活動等の機会の提供等に関する規定で、これによって、社会教育施設（公民館、図書館、博物館）及び社会教育専門職員（社会教育主事、司書、学芸員）の共通性がより明確になり、相互連携を進めるための基盤が形成される。

今回の改正によって、さまざまな点で図書館運営が改善されることが期待される。これからの図書館運営においては、これらの改正の趣旨を生かしていくことが必要である。

（３）地方公共団体と住民の役割

今回の改正では、社会教育の根本に関する改正が行われたわけではなく、社会教育関係の法制度の基本的性格は変わっていない。社会教育における住民サービスの主体は地方公共団体である。社会教育行政においては、もともと地方公共団体の主体性が尊重されており、近年はさらに地方分権が進展しているため、国の役割は制約されている。改正された法規や審議会等の答申・報告を実行するのは地方公共団体であり、それを支援するのは住民である。最近では、地方公共団体の財政困難のため、図書館の在り方に関心を持つ地域の個人・団体の役割がますます重要になってきている。そのためには、これらの個人・団体が、社会教育や図書館を取り巻く社会や行政の環境を理解することが重要である。

（４）生涯学習振興政策における図書館の役割

最近、図書館行政における図書館の在り方に関する考え方にはかなりの変化が見られる。この変化を十分認識することが必要である。この変化がもっ

ともよく現れているのは『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）』である。この報告は、主に地域における自主的な図書館活動の成果がもとになっている。今後の生涯学習振興行政においては、地域の課題解決や住民の自立の支援が求められ、図書館はその中心となることが期待されている。この報告とともに、いくつかの地方公共団体から図書館の在り方に関する報告や提案が発表されているが⁽¹¹⁾⁽¹²⁾、いずれも「地域の課題解決の支援」や「情報拠点としての図書館」を提案しており、この報告が地方公共団体によって評価されていることがわかる。

今後の図書館行政における国の役割は、地方公共団体の実践の成果を集約して、国の政策をまとめ、それが地方公共団体の政策に生かされるサイクルを形成することである。それには、国の動きとともに、先進的な地方公共団体の動きに注目する必要がある。

注・参考文献

- (1) 社会教育審議会社会教育施設分科会「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について－中間報告－」（『社会教育』43-5, 1988年）124-131頁
- (2) 生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会「公立図書館の設置及び運営に関する基準について（報告）」（『図書館雑誌』86-7, 1992年）441-444頁
- (3) 生涯学習審議会社会教育分科審議会「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（報告）」（『社会教育』51-10, 1996年）46-64頁
- (4) 生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会「図書館の情報化の必要性和その推進方策について－地域の情報化推進拠点として－（報告）」（1998年10月）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/shougai/toushin/981001.htm, 2008年9月15日参照。
- (5) 地域電子図書館構想検討協力者会議「2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～（報告）」（2000年12月）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/005/toushin/001260.htm, 2008年9月15日参照。
- (6) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（2001年7月）（文部科学省告示第132号）http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/009.htm,

2008年9月15日参照。

- (7) これからの図書館の在り方検討協力者会議「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」（2006年3月）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701.htm, 2008年9月15日参照。
- (8) 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」（2008年2月）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/080219-01.pdf, 2008年9月15日参照。
- (9) 「教育振興基本計画」（2008年7月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/08701/002.htm, 2008年9月15日参照。
- (10) 「社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（2008年6月11日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703.htm, 2008年9月15日参照。
- (11) 鳥取県立図書館「鳥取県立図書館の目指す図書館像」（2006年3月）
<http://www.library.pref.tottori.jp/event/toshokanzo.html>, 2008年9月15日参照。
- (12) 横浜市教育委員会「横浜市立図書館のあり方懇談会報告書」（2007年8月）
<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/library/aricon/ariconhoukoku.html>, 2008年9月15日参照。